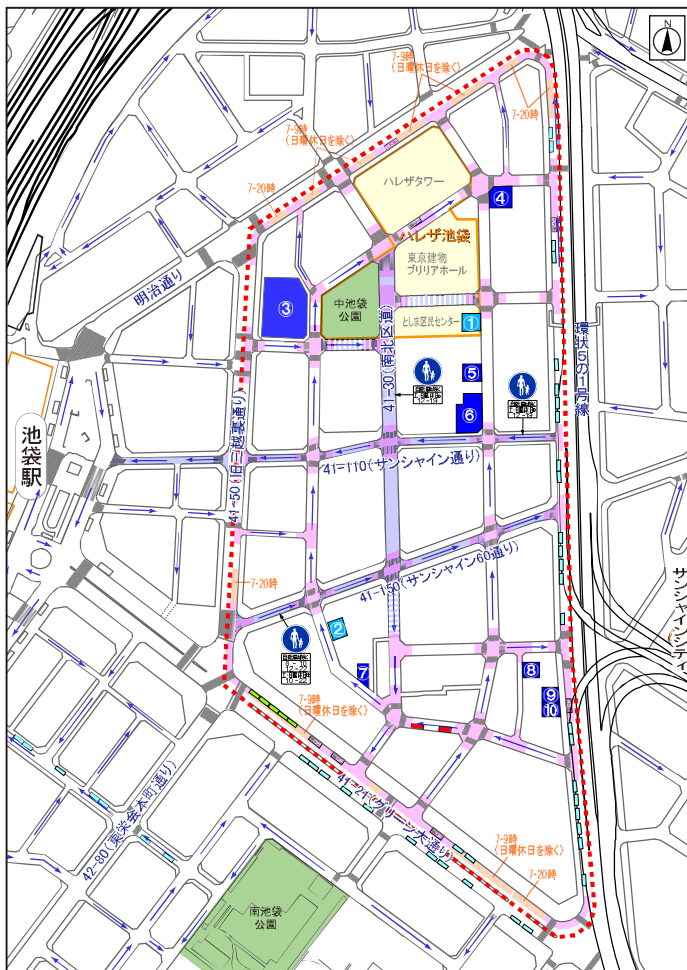


2 荷さばきルールの適用範囲



2024年4月時点

■南北区道周辺荷さばきルール策定協議会の構成員・構成団体（2020年10月）

区分	構成員・構成団体
学識評議者	日本大学 理工学部 教授 大沢 昌玄(会長)、イーグルバス株式会社 顧問 坂本 邦宏(副会長)
地元関係者	池袋東口本町会、東池袋東和町会、池袋東口美観商店会、東池袋栄通町商店会、サンシャイン60通り商店会、サンシャイン通り商店会、美久仁小路料飲商店会
貨物運送事業者	殷社団法人 東京都トラック協会、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、日本郵便株式会社 豊島郵便局、上池袋郵便局、池袋駅前郵便局、池袋サンシャイン通郵便局
商業中業者	栄東株式会社、株式会社ローソン、株式会社ファミマ、ト株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社アニメイト、東京建物株式会社、一般社団法人全池袋清涼飲料運送会、株式会社ヤマダ電機、株式会社ユニクロ、株式会社ラウンドワン、公益財団法人としま未来文化財団
駐車場事業者	三井不動産リアルティ株式会社、タイムズ24株式会社
行政機関	池袋市 交通部 交通規制課、池袋市 池袋警察署 交通部、豊島区 文化商工部 文化デザイン課
オブザーバ	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課
事務局	豊島区 都市整備部 都市計画課

車両通行禁止規制の時間帯

- サンシャイン通り 南北区道
土休日12時～19時(自転車を除く)
- サンシャイン60通り
土休日12時～22時(自転車を除く)
平日8時～13時、12時～22時(自転車を除く)

凡 例

荷さばきルールの適用範囲

- 車両通行禁止規制(自転車を除く)の道路
- 上記の規制により自動車が行き止まりとなる道路
- 一方通行規制
- 駐停車禁止の場所
- 駐停車禁止の場所(時間及び曜日指定)

- 荷さばき車両が駐車可能な時間貸し駐車場
- 共同荷さばきスペース
- パーキング・メーター(貨物車専用)
- パーキング・メーター(車種の指定なし)
- 貸出専用駐車スペース

【共同荷さばきスペースがある駐車場】

駐車場No.	収容台数	荷さばき台数	高さ制限
①	2台	1台	3.2m
②	6台	1台	3.0m

【荷さばき車両が駐車可能な時間貸し駐車場】

駐車場No.	収容台数	高さ制限
③	100台	2.3m
④	6台	なし
⑤	2台	なし
⑥	21台	なし
⑦	4台	なし
⑧	3台	なし
⑨	5台	なし
⑩	9台	なし

※⑨は現在使用中

南北区道周辺荷さばきルール ～概要版～

南北区道周辺では荷さばきルールを運用しています！

Q1 荷さばきルールって何？

A1 池袋駅東口では、Hareza 池袋のオープンなどにより、南北区道周辺の歩行者がとて多くなっています。このため、南北区道において、特に歩行者の多い土休日の12時から19時に車両通行規制を実施し、安全で快適な歩行者空間の確保に努めています。しかし、まちの活動にとっては荷さばき(物流)は必要不可欠であり、荷さばき車両への対応が課題となります。これを解決するため、荷さばきに関するルールを定め、荷さばきに関わる人が共通の認識のもとで荷さばきを行い、良好な交通環境をつくるものです。



休日の大混雑

Q2 「荷さばき」って何？

A2 「荷さばき」とは、商品・物品等の配達や受け取りに関する一連の作業のことであり、荷物の運搬、積み替え・積み下ろし、検品、伝票整理等、荷物の運搬に係わる全ての作業を含みます。

※荷さばきルールは、貨物車や乗用車などの車両の種類を問わず対象となります。



南北区道周辺の道路の荷さばき

Q3 荷さばきルールってどんなルール？

A3 荷さばきルールは、主に2つのルールを定めています。

- ルール1** 荷さばきの時間帯や曜日を見直しましょう。
- ルール2** 荷さばき時の駐車場所を見直しましょう。

詳しくは次ページ以降をご覧ください。

1 荷さばきルール

ルール1 荷さばきの時間帯・曜日

ルール1-① 荷さばきの時間帯や曜日に関するルール

●運送事業者側のルール

●土曜日・日曜日・休日の12時～19時以外の時間帯（荷さばき推奨時間帯）で荷さばきを実施しましょう。



●車両通行禁止規制の道路では、車両通行禁止の時間帯に車両で進入して荷さばきはできません。
※車両通行禁止規制の道路と規制の区間は、裏面の地図をご参照ください。

●荷主側のルール

- 荷受けの時間帯を指定し、荷さばき推奨時間帯での荷さばきを推進しましょう。
- 配送日は、できる限り歩行者が少ない平日に設定しましょう。



ルール1-② 荷さばきの所要時間に関するルール

●運送事業者側のルール

●できる限り短時間での荷さばきに努めましょう。

●荷主側のルール

- 短時間で荷さばきが終わるように、商品の受領に協力しましょう。
- 配送者に商品の陳列や整理などの荷さばき以外の作業を行わせないようにしましょう。
- 可能なものはなるべくまとめて注文し、集配送の回数を減らしましょう。



ルール2 荷さばき時の駐車場所

ルール2-① 荷さばき時の駐車場所に関するルール

●運送事業者側のルール

- 駐停車禁止の場所では駐車および停車はできません。（※駐停車禁止の場所は、裏面の地図をご参照ください）
- 歩行者やまちの活動に支障を与える場所での荷さばきはいくつにもないようにしましょう。
- 安全に荷さばきができる場所（時間貸し駐車場、共同荷さばきスペース、パーキング・メーター等）で荷さばきを行いましょう。（※共同荷さばきスペースの利用ルールは、ルール2-③をご参照ください）
- 横持ち時には歩行者に注意し、安全な荷さばきに努めましょう。

<推奨する駐車場所>

- ・時間貸し駐車場や共同荷さばきスペースなどの路外駐車場
- ・パーキング・メーター
- ・貨物車専用駐車枠（20分以内の駐車にご協力お願いいたします。）

①路外の民間駐車場等*の活用



※時間貸し駐車場、共同荷さばきスペース等

②パーキング・メーター等の活用



●荷主側のルール

●運送事業者やドライバーに適切な場所で荷さばきを行うよう働きかけを行いましょう。

ルール2-② 民間の駐車場を利用する際のルール

●各駐車場の駐車場管理規程等のルールを遵守して適切に利用しましょう。

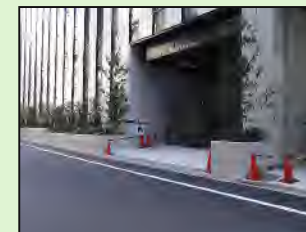
ルール2-③ 共同荷さばきスペースを利用する際のルール

- 荷さばき車両が利用できる「共同荷さばきスペース」を設置しています。（※場所は、裏面の地図をご参照ください）
- 利用の際は、利用ルールを遵守して適切に利用しましょう。

※ご利用には、事前の申請が必要です。ご利用にあたっての手続き等については、ホームページ等をご確認ください。



※時間貸し駐車場、共同荷さばきスペース



※時間貸し駐車場、共同荷さばきスペース

